

## 答 申（一部省略）

### 【諮問件名】

防犯カメラによる画像の記録収集の可否について

#### 1 審査の経緯

米子市長（以下「実施機関」という。）から平成21年2月16日付けで諮問があったことを受け、当審査会は別表のとおり審査を行った。

#### 2 当審査会の個人情報の取扱いに関する考え方

米子市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第7条第1項において、実施機関は個人情報を収集するときは、その目的を明らかにするとともに、適法かつ公正な手段により、当該目的の達成のために必要な範囲内で行わなければならないこととされている。また、同条第2項において、個人情報の収集は、原則として当該個人情報に係る本人から行わなければならないとされている。その例外となる場合について、同条第2項第1号から第6号までに掲げられている。本件諮問に係る防犯カメラの画像に含まれる個人情報の収集（以下「本件個人情報収集」という。）については、同条第2項第1号から第5号までには該当しないため、同条第2項第6号に該当し得る公益上の必要その他相当な理由があると認められるかどうかが問題となる。

また、本件個人情報収集の対象となる個人情報は、JR東山公園駅周辺に設置する予定である屋外防犯カメラ（以下「当該防犯カメラ」という。）により画像データとして記録されるもの（以下「画像」という。）であり、具体的には、個人の容ぼう、姿態、行動（以下「容ぼう等」という。）である。防犯カメラの設置・運用は、設置者の自由に委ねられているのが現状であるが、「何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう、姿態を撮影されない自由を有する」（最高裁大法廷昭和44年12月24日判決）のであり、防犯カメラによって、その設置者が無制限に人の容ぼう等を撮影し、その画像を記録、保管するとしたら、撮影される個人のプライバシーを侵害する可能性がある。

そこで、防犯カメラの有用性を踏まえつつ、個人の権利利益の保護に配慮した防犯カメラ及び画像の管理に関する適正な運用方針を策定し、それを厳格に運用することが必要不可欠である。現在、法律として国の基準が示されていない状況においては、防犯カメラの設置者となる実施機関においてそれ

を行わなければならない。適正な運用方針を厳格に運用することによってはじめて、人がみだりにその容ぼう等を撮影されない自由や権利の保護と、犯罪発生を抑止という防犯カメラの設置目的との調和が、実現されうるのである。

### 3 個人情報の収集に係る適法性、公正性及び公益性について

東山公園については、J R 東山公園駅を列車通学のために利用する学生などが多く行き来しているが、以前から不審者からの声掛け事例が多い上、近年では当該駅駅舎内のトイレでののぞき見事件や少年グループによる高校生に対する恐喝・暴行事件が発生している。そのため、東山中学校区防犯推進連絡協議会や米子警察署がパトロールを実施するなどして、特に子どもたちの安全確保に取り組んでいるところである。しかし、常時のパトロールは困難であり、人的活動のみでは限界があることから、東山公園を利用する子どもたちの安全確保という、この地域における必要性を勘案し、この度実施機関において犯罪発生を抑止効果があると考えられる防犯カメラの設置を計画したものである。

したがって、当該防犯カメラについては、現に犯罪が多く発生する地域に限定して設置されること、また、24時間体制のパトロールなどのような対策が現状では困難であることを考慮すると、その設置には必要性があり、かつ、代替性がないものと認められる。

また、防犯カメラの設置については、全国的に犯罪事情が悪化する中で、官民間問わず犯罪発生を抑止又は防止を目的として増加しているところであり、その効果が認められる。ただし、行政機関が設置する防犯カメラについては特に、市民が安心して安全な生活を送ることのできる地域社会の形成を図ることがその設置目的であることを念頭において、人がみだりにその容ぼう等を撮影されない自由や権利との調和を図ることによってはじめて、その目的を達成しうるものであり、そのためには、防犯カメラによる個人情報の収集に対する市民の理解が不可欠である。しかし、当該防犯カメラの撮影対象区域には、同駅の利用者のほか不特定多数の者が立ち入るため、それらの者すべてから、個別にその撮影について同意を得ることは不可能である。そのため、実施機関は、当該防犯カメラの設置場所及びその周辺に防犯カメラを設置している旨を掲示することにより、撮影対象区域に立ち入る者に対して理解を求めることとしている。同時に、それにより、防犯カメラの設置目的である犯罪発生を抑止効果も期待できる。

以上のことから、当該防犯カメラの設置は、市民が安心して安全な生活を送ることのできる地域社会の形成につながることを期待され、実施機関が本件個人情報収集を行う公益上の必要があると認められる。

なお、当該防犯カメラについては、その設置場所及びその周辺に当該防犯カメラを設置している旨の掲示をするのみならず、市報等によりその設置目的や運用方針を広く市民全体に周知すべきである。

#### 4 個人情報の保護と利用について

個人の権利利益を確保するために、個人情報の保護は極めて重要である。そのためには、個人情報の適正な収集のみならず、収集した個人情報の保管・管理及び利用が適正に行われることが不可欠である。したがって、実施機関は、当該防犯カメラにより撮影された画像の保管・管理及び利用について、あらかじめ適切な措置を定め、それを厳格に運用することにより、本件個人情報収集が個人の権利利益の侵害につながることをないようにしなければならない。

当該防犯カメラにより撮影された画像は、デジタルレコーダーにより記録される。当該デジタルレコーダーは、（一部省略）建物内の施錠した部屋の中に設置した固定したボックスの中に保管することにより、持ち出しを禁止する。また、当該デジタルレコーダーを操作する際には暗証番号を必要とする設定を行うことにより、利用者を限定する。さらに、当該防犯カメラにより撮影され、デジタルレコーダーに記録された画像については、保存期間を原則14日間とし、上書きにより記録更新することにより、保存期間を経過した画像を機械的、自動的にただちに消去することとしている。以上により、個人情報を保管・管理する上での安全対策上の措置が施されていると認められる。

また、画像はあくまで犯罪発生を抑止するという当該防犯カメラの設置目的に沿って撮影、記録されるのであり、原則として実施機関の職員が常時画像を確認することはなく、実施機関以外の者への提供はしないこととしている。これにより、個人情報を利用する上での原則が定められていると認められる。

ただし、画像の利用又は提供については、前述のとおり原則禁止されているものの、法令等に基づく場合、及び、市民の生命、身体、健康、生活又は財産の保護のために必要であると認められる場合は、例外として利用又は提供される可能性がある。しかし、そのような場合であっても、個人の権利利益を保護するという観点から、条例に基づき、当該利用又は提供については、特に厳格かつ慎重な判断を行うべきである。

なお、当該防犯カメラの設置目的に合致しないおそれのある画像の利用又は提供については、当審査会の判断を仰ぐよう強く要請するものである。

## 5 当審査会の判断（結論）

上記のとおり、J R 東山公園駅周辺に防犯カメラを設置し運用することは、当該地域の犯罪発生を抑止につながることに、さらに、それにより地域住民の安心、安全につながることを期待されることから、本件個人情報収集を行う公益上の必要があると認められる。また、本件個人情報収集は、犯罪発生を抑止するという目的で、J R 東山公園駅周辺という特に犯罪発生率の高い限られた範囲内で行うこととしており、本件個人情報収集により個人の権利利益が侵害されるおそれは低いと判断する。さらに、収集された個人情報に係る保護対策についても適正であると認められる。

よって、当審査会は、本件個人情報収集を可と認める。

## 別表

(処理経過)

年 月 日	内 容
平成21年2月16日	実施機関から審査会に対して諮問
平成21年3月16日 (本件に係る審査会第1回目)	事務局職員及び実施機関による審議内容に係る説明 審議
平成21年3月23日 (本件に係る審査会第2回目)	審議
平成21年3月25日 (本件に係る審査会第3回目)	答申の検討
平成21年3月27日	答申の決定